令和7年度ひたちなか市営勝田駅東口南駐車場定期駐車利用 募集要項

ひたちなか市では、勝田駅周辺住民の方々に対して居住しやすい住環境を創出するため、市営勝田駅東口南駐車場(以下「駐車場」という。)の一部を定期駐車区画として開放しています。 利用を希望される方は、この募集要項をご確認のうえ、応募窓口までお申し込みください。

1.駐車場の概要

- (1) 名 称 ひたちなか市営勝田駅東口南駐車場
- (2) 所 在 地 ひたちなか市勝田中央 1135 番地 4
- (3) 利用時間 24 時間 年中無休
- (4) 駐車台数 全239台のうち, 定期利用20台

2.利用できる車両

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定するもののうち、次に掲げるもの

- (1) 普通自動車に属する乗用自動車 (乗用定員 10 人以下のものに限る。)
- (2) 普通自動車に属する貨物自動車で長さ 5 メートル, 幅 2 メートル, 高さ 2.3 メートル以 内のもの
- (3) 小型自動車に属する乗用自動車及び貨物自動車
- (4) 軽自動車に属する乗用自動車及び貨物自動車

3.定期駐車の概要

- (1) 募集台数 20 台
- (2) 使 用 料 1 区画あたり月額 12,000 円
- (3) 使用期間 市が交付した定期駐車券の利用開始日から令和8年3月31日まで
- (4) 利用中止 次のいずれかに該当する場合は期間の途中であっても利用を中止させて頂くことがあります。
 - ①発火性又は引火性の物品を積載しているとき
 - ②施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき
 - ③他の自動車の駐車を妨げる行為をしたとき
 - ④駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ⑤上記に掲げるもののほか、法令や本募集要項に違反したとき
- (5) その他 駐車場の入出庫口は、時間駐車を利用する方と同一のため、混雑時には円滑な入出庫ができない場合があります。

4.応募資格

定期駐車を利用できる方は、次の要件を全て満たすことが条件となります。

- (1) 別途定める圏内にある自己の居住の用に供する集合住宅又は自己用住宅に平成22年(2010年)3月1日以降新たに入居した方。ただし申込台数は1世帯1台までとします。
- (2) 令和8年3月31日まで通して契約できる方

5.応募方法

(1) 応募期間

令和7年2月3日(月)から令和7年2月21日(金)まで。ただし応募期間以外であって、空きがある場合には随時受け付けるものとします(先着順)。

(2) 応募方法

下記書類を揃え、応募窓口まで直接ご持参ください。なお、申し込むにあたって区画の指定はできません。また、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

- ①定期駐車許可申請書(ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例施行規則 様式第2号)
- ②住民票謄本(原本)又は不動産売買契約書(写し),建物賃貸借契約書(写し)
- ③運転免許証(写し)
- ④駐車する車両がわかる書類(車検証(写し)等)

6.その他注意事項

- (1) 定期駐車の権利は、申請者本人及び同居世帯以外に貸与、譲渡することはできません。
- (2) 使用料は原則として口座振替での納付のみとなります。
- (3) 応募にあたり市が知り得た個人情報については、駐車場の管理目的以外に使用することはありません。また、法令等の定めに従う場合を除いて、第三者に個人情報の開示及び提供はいたしません。

応募窓口(問い合わせ先)

ひたちなか市 経済環境部 商工振興課 (ひたちなか市役所本庁舎3階) ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL 029-273-0111 (内線 1341, 1342)